

厚木市斎場火葬炉増設事業に係る炉裏駐車場の利用制限について

1 目 的

現在、令和8年1月から12月末までの間、多死社会の到来を見据え、厚木市斎場における今後の火葬件数の増加に対処し、遺族の利便性を高めるため、現行の火葬炉6炉実装に2炉同時に増設し、当初計画炉数の8炉にするとともに、これに伴う火葬受入枠の拡大によるスムーズな運営を図ることを目的に、火葬炉増設事業を実施しています。

この事業の執行に当たり、受注（施工）業者において火葬炉（2炉）本体の搬入、据付に必要な期間、バックヤードとして独占的に火葬棟炉裏駐車場を使用することになるため、葬儀関係者等の来場者の駐車を一時的に制限することとし、作業の安全と効率性を確保し、円滑な業務遂行に努めるものとします。

2 事業名

厚木市斎場火葬炉増設事業

3 駐車制限期間

令和8(2026)年9月1日～30日（1か月間）

4 駐車制限箇所

厚木市下古沢548番地 厚木市斎場地内 火葬棟炉裏駐車場（別紙位置図参照）

5 炉裏駐車場の利用制限の方法

火葬棟南東側の「職員・関係者通用口」前の通路上で、バリケード等により進入禁止とします。

6 駐車制限の対象者・関係者等

- ・ 葬儀業者、ケータリング業者
- ・ 清掃、売店等の斎場関連業務関係者
- ・ その他の点検・修繕業者等
- ・ 地元協力団体（自治会清掃部会、臨時的任用職員）等の利用者
- ・ その他一般来場者

7 葬儀用物品や食事等の搬入方法と代替駐車場

- (1) 式場利用者を除き、関係書類の提出や収骨容器、料理等の搬入のために車両で来場された葬儀業者、ケータリング業者等においては、原則として式場裏側駐車場付近で一時的に駐車し、守衛室横の出入口内の連絡通路に物品類を搬入後、直ちに西側駐車場（下段）又は東側駐車場（上段）へ移動してください。式場裏側駐車場へ物品類を置くことや、長時間の駐車は禁止とします。
搬出時は、荷物を一旦連絡通路に置き、直ちに搬送用車両を駐車場から回送させてください。
- (2) 火葬炉受入れの時間調整のための霊柩車の待機場所は、西側駐車場のみとします。
- (3) その他の利用者、来場者にあつては、「友引」日以外は西側駐車場又は東側駐車場を利用するものとし、火葬棟ロータリー付近の駐車は厳禁とします。なお、「友引」日に限り火葬棟ロータリー付近へ駐車することができます。

8 その他

- ・ 上記期間以外で、作業の都合により臨時的に駐車場（西側、東側及び式場裏駐車場）の利用を制限することがあります。
- ・ その他予期せぬ事項が発生したときは、その都度関係者と協議、対応するものとします。

お知らせ

火葬戸簀設事業に伴い、「**炉裏駐車場**」は一時的に使用できなくなります。このため
窓口申請やケータリングは、専用の臨時通用口をご利用ください。

- **制限の期間** **9月1日～30日**
- **臨時通用口** **守衛室横の出入口**
- **厳守事項** **式場利用者以外は駐車禁止**

- 1 搬入** ケータリング等の荷物は、一時的に連絡通路に置き、
その後直ちに車両を東・西側駐車場へ移動してください。
- 2 搬出** 荷物を一旦連絡通路に置き、搬送用車両を駐車場から
移動させてください。

厚木市斎場管理者

